

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	明石市 感染症患者の医療費等の公費負担に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明石市は、感染症患者の医療費等の公費負担に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

明石市長

公表日

令和6年8月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	感染症患者の医療費等の公費負担に関する事務
②事務の概要	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年10月2日法律第104号)に基づき、入院の勧告もしくは措置を行った者、結核患者等に対し、医療に要する費用の負担の申請の受理、審査等を行う。
③システムの名称	共通宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
公費負担ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表の項番105 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第52条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報提供の根拠> なし <情報照会の根拠> 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条項番137
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉局あかし保健所保健予防課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	明石市政策局市民相談室行政情報センター 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 TEL078-918-5003
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	明石市福祉局あかし保健所保健予防課 〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4番地の7 TEL078-918-5421

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	地域医療課	保健予防課	事後	
平成30年4月25日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ連絡先	明石市市民生活局健康医療空地域医療課〒673-0882 明石市相生町2丁目5番15号ℒ078-918-5668	明石市福祉局あかし保健所保健予防課〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4番地の7ℒ078-918-5668	事後	
令和1年6月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健予防課	福祉局あかし保健所保健予防課	事後	重要な変更にあたらなため。(軽微な修正)
令和1年6月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	小林 与至子	課長	事後	重要な変更にあたらなため。(様式変更に伴う変更)
令和1年6月6日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	(新規)	基礎項目評価書	事後	重要な変更にあたらなため。(様式変更に伴う追加)
令和1年6月6日	IVリスク対策 2. 特定個人情報の入手	(新規)	十分である	事後	重要な変更にあたらなため。(様式変更に伴う追加)
令和1年6月6日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の利用	(新規)	十分である	事後	重要な変更にあたらなため。(様式変更に伴う追加)
令和1年6月6日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	(新規)	[○]委託しない	事後	重要な変更にあたらなため。(様式変更に伴う追加)
令和1年6月6日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	(新規)	[○]提供・移転しない	事後	重要な変更にあたらなため。(様式変更に伴う追加)
令和1年6月6日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	(新規)	十分である [○]接続しない(提供)	事後	重要な変更にあたらなため。(様式変更に伴う追加)
令和1年6月6日	IVリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	(新規)	十分である	事後	重要な変更にあたらなため。(様式変更に伴う追加)
令和1年6月6日	IVリスク対策 8. 監査	(新規)	[○]自己点検 [○]内部監査	事後	重要な変更にあたらなため。(様式変更に伴う追加)
令和1年6月6日	IVリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	(新規)	十分に行っている	事後	重要な変更にあたらなため。(様式変更に伴う追加)
令和2年4月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉局あかし保健所保健予防課	感染対策局あかし保健所保健予防課	事後	重要な変更にあたらなため。(組織改正による修正)
令和2年4月21日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ連絡先	明石市福祉局あかし保健所保健予防課〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4番地の7ℒ078-918-5668	明石市感染対策局あかし保健所保健予防課〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4番地の7ℒ078-918-5668	事後	重要な変更にあたらなため。(組織改正による修正)
令和5年6月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	共通宛名システム、統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	共通宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	
令和5年6月16日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)」第9条第1項及び別表第一の70の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)」第52条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の70の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第52条	事後	
令和5年6月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報提供の根拠:なし 情報照会の根拠: 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)」第19条第7項及び別表第二の97の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)」第49条	<情報提供の根拠> なし <情報照会の根拠> 番号法第19条第8号及び別表第二の97の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第49条	事後	
令和5年6月16日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	感染対策局あかし保健所保健予防課	福祉局あかし保健所保健予防課	事後	重要な変更にあたらなため。(組織改正による修正)
令和5年6月16日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ連絡先	明石市感染対策局あかし保健所保健予防課〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4番地の7 ℒ078-918-5668	明石市福祉局あかし保健所保健予防課〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4番地の7 ℒ078-918-5421	事後	重要な変更にあたらなため。(組織改正による修正)
令和5年6月16日	II しいき値判断項目 1. 対象者数 評価対象の事務の対象人数は何名か	1,000人未満(任意実施)	1,000人以上1万人未満	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月16日	IIしきい値判断項目 1. 対象者数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつの時点の計数か	平成29年12月1日時点	令和5年3月1日時点	事後	
令和5年6月16日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か いつの時点の計数か	平成29年12月1日時点	令和5年3月1日時点	事後	
令和5年6月16日	IIIしきい値判断結果 しきい値判断結果	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和6年8月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の70の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第52条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表の項番105 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第52条	事後	軽微な修正(法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供の根拠> なし <情報照会の根拠> 番号法第19条第8号及び別表第二の97の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第49条	<情報提供の根拠> なし <情報照会の根拠> 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条項番137	事後	軽微な修正(法改正に伴うもの)